

第一種フロン類充填回収業者『新規登録』手続き案内

冷媒としてフロン類が充填されている業務用冷凍冷蔵空調機器（以下「機器」といいます。）が廃棄等される場合に機器からフロン類の回収を行おうとする者、及び機器の整備の際にフロン類の充填又は回収を行おうとする者は、「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律」（以下「法」という。）の規定により、その業務を行おうとする区域を管轄する都道府県知事の登録を受けなければなりません。

○ 第一種フロン類充填回収業者の登録を必要とする者

- 業務用冷凍冷蔵空調機器の整備又は廃棄等が行われる際、冷媒として充填されているフロン類の回収を行う者
- 業務用冷凍冷蔵空調機器を整備する際、冷媒としてフロン類の充填又は回収を行う者

※ 業務用冷凍冷蔵空調機器を廃棄又は整備等する際、自らそのフロン類の充填又は回収を行う場合にも登録が必要です。

○ 第一種フロン類充填回収業者の登録先

- 充填又は回収業務を行う区域を管轄する都道府県（広域で充填又は回収を行う場合は、複数の都道府県で登録が必要）

※ 例えば、埼玉県の第一種フロン類充填回収業者が、埼玉県以外に神奈川県でも充填又は回収を行う場合には、埼玉県と神奈川県の両方に登録が必要です。

1 登録申請書提出先

申請書類は、**法人の場合は本店所在地を所管**する、**個人の場合は申請者の住所を所管**する次の県機関の窓口へ提出してください。（電子申請システム又は郵送でも提出できます。）

窓口対応時間：午前9時から12時00分 午後1時00分から4時30分
（土曜日・日曜日・祝祭日・年末年始を除く平日）

提出先の県機関名	所在地	電話番号	所管区域
神奈川県環境農政局環境部 環境課(大気・交通環境グループ)	〒231-8588 横浜市中区日本大通1 新庁舎4階	045-285-0854(直通)	横浜市、川崎市、神奈川県外
横須賀三浦地域県政総合センター 環境部 環境課	〒238-0006 横須賀市日の出町2-9-19(横須賀合同庁舎内)	046-823-0210(代)	横須賀市、鎌倉市、逗子市、 三浦市、葉山町
県央地域県政総合センター 環境部 環境保全課	〒243-0004 厚木市水引2-3-1 (厚木合同庁舎内)	046-224-1111(代)	相模原市、厚木市、大和市、 海老名市、座間市、綾瀬市、 愛川町、清川村
湘南地域県政総合センター 環境部 環境保全課	〒254-0054 平塚市中里50-1 (平塚合同庁舎内)	0463-45-3150(代)	平塚市、藤沢市、茅ヶ崎市、 秦野市、伊勢原市、寒川町、 大磯町、二宮町
県西地域県政総合センター 環境部 環境保全課	〒250-0042 小田原市荻窪350-1(小田原合同庁舎内)	0465-32-8000(代)	小田原市、南足柄市、中井町、 大井町、松田町、山北町、開成町、 箱根町、真鶴町、湯河原町

2 登録申請手続

(1) 申請者の本人確認

様式の押印廃止に伴い、申請者の本人確認を次のとおり行います。

① 電子申請

電子申請システムの利用者登録による本人確認とします。

② 郵送申請

「郵送受付チェックリスト」に必要事項を記入し、申請の前に提出先の県機関にFAXで提出してください。提出がない場合、こちらからご連絡させていただきます。

③ 窓口申請

法人の場合、来庁された方の社員証、名刺又は法人の印鑑証明書の提示をお願いします。

個人の場合、名刺、運転免許証又は印鑑証明書の提示をお願いします。

(2) 申請書類の提出

ア 電子申請システムによる届出

e-kanagawa電子申請システムにより申請できます。

提出書類は、下記「イ 郵送届出又は窓口届出」と同様です。(①申請書、⑤誓約書を除く)

https://dshinsei.e-kanagawa.lg.jp/140007-u/offer/offerList_detail.action?tempSeq=42311

※登記事項証明書は、原本を郵送してください。その他の書類は、電子ファイルの添付または郵送により提出してください。



イ 郵送申請又は窓口申請

次に掲げる書類を作成し、正本1部を「1 登録申請書提出先」へ提出してください。

※ 控えに受付印が必要な場合は、各自で控えをご用意の上、添付してください。

なお、郵送申請で控えが必要な場合は、控えを送付するための切手を貼付した返信用封筒を同封してください。

【第一種フロン類充填回収業者への登録に必要な書類】

- ① 申請書
- ② 申請者を確認できる書類
- ③ 申請者がフロン類回収設備の所有権等を有することを示す書類
- ④ フロン類回収設備の種類及びその能力を示す書類
- ⑤ 誓約書(欠格要件に該当しないことを証明する書類)
- ⑥ フロン類の充填及び回収に係る者の資格等に関する書類

様式については、県ホームページに掲載していますので、印刷してご使用ください。

(「郵送受付チェックリスト」もこちらからダウンロードしてご使用ください。)

https://www.pref.kanagawa.jp/docs/pf7/furon/furon_toroku.html



① 申請書

- 「第一種フロン類充填回収業者登録申請書」様式第1(第8条関係)

※ 申請書の記入方法については、末頁の別紙「記入例」を参照してください。

② 申請者を確認できる書類 (コピー不可)

個人の場合 「住民基本台帳ネットワークシステム(住基ネット)」による本人確認情報を利用するため、提出の必要はありません(申請時に、住基ネットの利用について確認します)。

法人の場合 「登記事項証明書」(発行日から3ヶ月以内の現在事項証明書または履歴事項証明書の原本)

- ※ **個人**の場合で、住基ネットによる本人確認情報の利用ができない場合や住基ネットの利用を望まない場合は、住民票の写しの**原本**（発行日から3ヶ月以内）を提出してください。なお、住基ネットによる本人確認は、一定の時間を要します。
- ※ 住民票を提出される場合、住民票記載事項は**申請者本人のものに限定**してください。また、本籍・個人番号(マイナンバー)が記載されていない住民票をご用意ください。
- ※ 申請書に記載する申請者の住所、氏名（名称・代表者）が、住民票・登記事項証明書と一致していることをご確認ください。

③ 申請者がフロン類回収設備の所有権等を有することを示す書類

- 所有権を有する場合
→ 「販売証明書」「納品書」「領収書」「購入契約書」のいずれかの写し
- 所有権を有しない場合
→ 「貸借契約書」「共同使用規定書」「管理要領書」のいずれかの写し

※ 回収設備の所有権を有する書類を紛失して添付できない場合には、県様式第1「**フロン類回収設備の所有権を有することの誓約書**」に必要事項を記入し、所有する**回収設備の全体及び製造番号（シリアルナンバー）**が鮮明に写った**写真**（直近3ヶ月以内に撮影）を2枚1組とし、登録する台数分添付してください。

④ フロン類回収設備の種類及びその能力を示す書類

- 「取扱説明書」「仕様書」「カタログ」等の仕様のページの写し（該当ページのみ）
申請書に記載したフロン類回収設備の種類及び回収能力を示すページの写し。

⑤ 誓約書

- 「誓約書」 県様式第2
申請者が、法に定める欠格要件に該当しないことを証明する書類

⑥ フロン類の充填及び回収に係る者の資格等に関する書類

- 次のいずれかの資格に関する書面の写し
フロン類の充填及び回収方法について、十分な知見を有する次のいずれかの資格に関する書面の写し。（充填及び回収のうち、登録しないものに係る書面の提出は不要です。）

資格等	回収	充填
冷媒回収推進・技術センター(RRC)が認定した冷媒回収技術者	○	
冷媒フロン類取扱技術者（（一社）日本冷凍空調設備工業連合会（旧：漏えい点検資格者）、（一財）日本冷媒・環境保全機構）	○	○
高圧ガス製造保安責任者(冷凍機械)（旧：作業主任者（冷凍機械））	○	○ ※注
高圧ガス製造保安責任者(冷凍機械以外)であって、第一種特定製品の製造又は管理に関する業務に5年以上従事した者 （※ 資格に関する書面と併せて、実務経験証明書（県様式第3）を提出してください。）		○ ※注
冷凍空気調和機器施工技能士	○	○ ※注
高圧ガス保安協会冷凍空調施設工事事業所の保安管理者	○	○ ※注
冷凍空調技士(日本冷凍空調学会)	○	○ ※注

技術士(機械部門(冷暖房・冷凍機械))	○	
自動車電気装置整備士 (平成 20 年 3 月以降の資格取得者、又は平成 20 年 3 月以前の資格取得者で、各県電装品整備商工組合が主催するフロン回収に関する講習会を受講した者)	○	○ ※注
航空整備士	○	
フロン回収協議会等が実施する技術講習合格者	○	
日常の業務において、日常的に冷凍空調機器の冷媒の充填に 3 年以上携わってきた技術者 (※ 実務経験証明書 (県様式第 3) を提出してください。なお、他の充填に関する資格がある場合は、提出不要です。)		○ ※注

※注 上記の資格等のほか、「十分な知見を有する者」を担保する講習として、環境省及び経済産業省が適正性を確認した講習の修了証の添付も必要となります。適正性が確認された講習については、環境省HPをご覧ください。

URL : https://www.env.go.jp/earth/furon/files/training_course_list_rev.pdf

3 登録申請手数料

(1) 電子申請システムによる届出

クレジットカード、Pay-easy (ペイジー) 等に対応しています。

詳細は、<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/fz7/shinsei/denshinoufu.html> を御参照ください。

(2) 窓口申請又は郵送申請

第一種フロン類充填回収業者の登録手続について、収入証紙の取扱いを廃止しました。

既にご購入された収入証紙の還付 (払戻し) の手続きについては、神奈川県会計課ホームページをご覧ください。

URL : <https://www.pref.kanagawa.jp/docs/f8r/shoushi/kanpu.html>

ア【窓口申請】

(ア) キャッシュレス決済によるお支払

支払方法	主な決済ブランド
クレジットカード	VISA、MasterCard、JCB、AmericanExpress、DinersClub、DISCOVER
電子マネー	交通系IC (Suica、PASMO、TOICA、manaca、ICOCA、nimoca、SUGOCA、はやかけん、Kitaca)、楽天Edy
2次元バーコード決済	PayPay、auPAY、d払い、メルペイ

※ 窓口では電子マネーのチャージ (入金) は出来ません。

※ 窓口では現金によるお支払いは出来ません。

(イ) 納付書によるお支払

窓口でお渡しする納付書により、お近くのコンビニ等でお納めいただいた後、納付済証を申請書 (裏面) の手数料欄に貼付して窓口にお持ちください。

イ【郵送申請】

郵送にて納付書を受け取り、お近くのコンビニ等でお納めいただいた後、納付済証を申請書 (裏面) の手数料欄に貼付して受付窓口にお持ちください。

◎ 郵送による納付書の請求方法

HPからダウンロードした「納付書送付依頼書」と、**110円分の切手を貼った長3サイズ(縦23.5cm×横12cm)の返信用封筒を同封して**、p1記載の提出先機関あて郵送してください。後日、納付書を返信用封筒にて送付します。

※返信用封筒には、①返送先の郵便番号、②住所、③氏名を記入し、「フロン納付書請求」と朱書きしてください。

納付書送付依頼書
ダウンロードHP QRコード



4 注意事項

登録後、登録通知書を郵送にてお送りします。

登録通知書は再発行できませんので、紛失しないよう保管してください。

5 第一種フロン類充填回収業者の責務等

(1) 充填基準、回収基準の遵守

第一種フロン類の充填回収業者は、充填又は回収を行うに当たってはそれぞれ充填基準、回収基準を遵守して行う必要があります。

充填基準は、充填に先立つ確認(充填前確認)、充填前確認の方法や結果等の管理者への通知のほか、フロン類の性状やフロン類の充填方法について十分な知見を有する者による充填又は立会いなどを行う必要があります。なお、当該知見を有する者とは、「2 登録申請手続」における添付書類⑥に列挙された資格等のうち、冷媒フロン類取扱技術者以外は、資格等のほか、充填に必要な知識等の習得を伴う講習の受講が求められています。

回収基準は、機器の冷媒回収口における圧力を一定値以下になるよう吸引することのほか、フロン類の性状及びフロン類の回収方法について十分な知見を有する者による回収又は立会いが規定されています。

(2) 整備の際の充填・回収証明書の交付、廃棄等及び整備の際の再生・破壊証明書の回付

第一種フロン類充填回収業者は、機器の整備に当たり充填・回収行為の都度、定められた事項を記載した、充填・回収証明書を機器の管理者に交付する必要があります。充填証明書には次の事項が記載されている必要があります。(回収証明書の記載事項は、充填を回収と読み替えます。また、回収証明書の場合、⑧は記載事項に含みません。)

○ 充填証明書の事項 (回収証明書の場合は「充填」を「回収」と読み替える)

- ① 発注した機器の管理者の氏名又は名称、住所
- ② フロン類を充填した機器の所在(具体的な店舗の住所等、設置場所が特定できる情報)
- ③ フロン類を充填した機器を特定するための情報
(機器番号その他製品の識別が可能な番号等)
- ④ 充填した充填回収業者の氏名又は名称、住所及び登録番号
- ⑤ 充填証明書の交付年月日
- ⑥ フロン類を充填した年月日
- ⑦ 充填したフロン類の種類ごとの量(フロン類の種類は冷媒番号区分となります。)
- ⑧ 機器の設置の際に充填した場合かそれ以外の整備の際に充填した場合かの別

○ 交付方法

- ・ 証明書に記載された事項に相違がないことを確認の上、書面で交付する。
- ・ 機器にフロン類を充填した日から30日以内に交付する。

また、機器の廃棄等及び整備の際、回収したフロン類は、原則として第一種フロン類再生業者又はフロン類破壊業者に引渡す必要があり、再生・破壊業者から交付された再生・破壊証明書を遅滞なく管理者等に回付する必要があります。

(3) 第一種フロン類充填回収業者の充填量・回収量等の記録、報告

第一種フロン類充填回収業者は、充填量・回収量等の記録の作成・保存及び充填量・回収量等に関する知事への報告が必要となります。

① 充填量・回収量等の記録の作成・保存

○ 記録事項

- ・ 充填を行ったときごとに、充填の年月日、整備発注管理者及び整備者の氏名又は名称及び住所、設置の際の充填又はそれ以外の整備の際の充填の別ごとに、製品の種類及び台数、充填したフロン類の種類ごとの量
- ・ 回収を行ったときごとに、整備又は廃棄等の別、回収の年月日、整備発注管理者及び整備者又は廃棄等実施者及び引渡受託者の氏名又は名称及び住所、製品の種類及び台数、回収したフロン類の種類ごとの量
- ・ 第一種特定製品にフロン類が充填されていないことの確認を行ったときごとに、確認をした年月日、当該確認の委託をした第一種特定製品廃棄等実施者の氏名又は名称及び住所、当該確認に係る第一種特定製品の種類及び台数
- ・ 法第50条第1項ただし書の規定による再生業を行う場合、再生した年月日、再生したフロン類の種類ごとの量、当該再生フロン類を充填した年月日、当該充填の整備発注管理者の氏名又は名称及び住所、再生したフロン類の充填量
- ・ 第一種フロン類再生業者に引き渡したときごとに、引き渡した年月日、第一種フロン類再生業者の氏名又は名称、引き渡したフロン類の種類ごとの量
- ・ フロン類破壊業者に引き渡したときごとに、引き渡した年月日、破壊業者の氏名又は名称、引き渡したフロン類の種類ごとの量
- ・ 引き渡し先の例外として都道府県知事が認めた者に引き渡したときごとに、年月日、引き渡した者の氏名又は名称、引き渡したフロン類の種類ごとの量
- ・ 再生業の許可を申請しようとする者に再生の実験のために引き渡した場合は、引渡し年月日、返却年月日、引き渡した者の氏名又は名称及び住所、フロン類の種類ごとの量

○ 記録方法

- ・ 記録は、帳簿を備え、5年間保存することが必要です。
- ・ 帳簿の代わりに電子媒体で作成・保存ができます。また、帳簿の代わりに伝票を活用することができます。

② 充填量・回収量等に関する報告

● 第一種フロン類充填回収業者のフロン類充填量及び回収量等に関する報告書 様式第3

第一種フロン類充填回収業者は、神奈川県内における充填回収業務について、上記フロン類充填量・回収量等に関する報告書により、当該年度（4月1日から翌年3月31日まで）分について、年度終了後 45日以内（4月1日から5月15日まで）に、登録申請した行政機関あて提出してください。

充填量又は回収量等の実績が無い場合にもその旨を報告する必要があります。

※ なお、充填量・回収量報告については電子申請・届出による報告ができます。（4月1日から5月15日までの期間のみ電子申請・届出メニューに表示されます。）

URL : https://dshinsei.e-kanagawa.lg.jp/140007-u/offer/offerList_initDisplay.action

(4) 行程管理制度

業務用冷凍冷蔵空調機器の廃棄等をする際、廃棄等実施者が自ら又は他の者に委託して充填回収業者にフロン類を引き渡す場合、必要な事項を記載した書面を交付しなければなりません。また、フロン類を引き取った第一種フロン類充填回収業者は引取証明書を廃棄等実施者に交付することが必要となります。

○ 廃棄等実施者（業務用冷凍空調機器の所有者）

- ・フロン類を自ら第一種フロン類充填回収業者に引き渡すとき
第一種フロン類充填回収業者に必要事項を記載した回収依頼書を交付するとともに、写しを保存（3年間）
- ・フロン類の引渡を他の者に委託するとき
委託先に、必要事項を記載した委託確認書を交付するとともに、写しを保存（3年間）

廃棄等実施者は、回収依頼書の交付をした日から30日以内（建設解体工事では90日以内）に引取証明書が届かない場合は、都道府県知事へ回収依頼書の写しを添付して報告する必要があります。

○ 引渡受託者（廃棄等実施者からフロン類の引き渡しの委託を受けた者）

- ・フロン類を充填回収業者に引き渡すとき
委託確認書を第一種フロン類充填回収業者に引き渡すとともに、写しを保存（3年間）
- ・他の者に再委託するとき
廃棄等実施者からの委託を受けた者（再委託を受けた者から順次再委託を受けた者を含む）が他の者に再委託する場合には、委託する者は委託確認書に必要な事項を記載し、引渡受託者に回付する。その際には、廃棄等実施者の承諾を得なければならない。

○ 第一種フロン類充填回収業者

- ・回収依頼書又は委託確認書の交付を受けたとき
速やかにフロン類の回収を行い、引取証明書を廃棄等実施者及び引渡受託者（委託確認書の場合）に交付するとともに、写しを保存（3年間）

◆ 一般財団法人日本冷媒・環境保全機構により、行程管理票が作成・発行されています。

- ・一般財団法人 日本冷媒・環境保全機構
〒105-0011 東京都港区芝公園3-5-8 機械振興会館406-2
電話：03-5733-5311 FAX：03-5733-5312 URL <https://www.jreco.or.jp/index.html>

◆ 神奈川県内の行程管理票入手先

- ・一般財団法人 神奈川県厚生福利振興会
〒231-8320 横浜市中区山下町1シルクセンター4階
電話：045-680-0254 URL <https://www.k-kfukuri.or.jp/>

《記入例》

別紙

様式第1 (第8条関係)
(表面)

第一種フロン類充填回収業者登録の更新申請書

※登録番号	
※登録年月日	

令和●年5月3日

神奈川県知事 殿

住民票又は登記事項証明書と同じ住所、氏名(名称、代表者)を記入します。

(郵便番号) 123-4567
住所 神奈川県横浜市中区日本大通1
氏名 株式会社 神奈川大水
代表取締役 神奈川 太郎
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)
電話番号 (045) 123 - 4567

フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律 第27条第2項 第30条第2項の規定により、

必要な書類を添えて第一種フロン類充填回収業者の登録の更新を申請します。

事業所の名称及び所在地			
名称	株式会社 神奈川大水 横浜営業所		
所在地	(郵便番号) 123-4567 横浜市中区元浜町2-12 電話番号(045)123 - 9999		
回収の対象とする第一種特定製品の種類等及び回収しようとするフロン類の種類			
回収の対象とする第一種特定製品の種類等	回収しようとするフロン類の種類		
	CFC	HCFC	HFC
(1) エアコンディショナー	○	○	○
(2) 冷蔵機器・冷凍機器	○	○	○
フロン類の充填量が50kg以上の第一種特定製品	○	○	○
充填の対象とする第一種特定製品の種類及び充填しようとするフロン類の種類			
充填の対象とする第一種特定製品の種類	充填しようとするフロン類の種類		
	CFC	HCFC	HFC
(1) エアコンディショナー	○	○	○
(2) 冷蔵機器・冷凍機器	○	○	○
フロン類回収設備の種類、能力及び台数			
設備の種類	能力		台数
	200g/min未満	200g/min以上	
CFC用	台		台
HCFC用	台		台
HFC用			台
CFC、HCFC兼用			台
CFC、HFC兼用			台
HCFC、HFC兼用	口		台
CFC、HCFC、HFC兼用	台		1台

※ 複数の事業所がある場合には、「事業所の名称及び所在地」以降の欄を繰り返し設け、事業所ごとに記載してください。

※ 納付済証は裏面の手数料欄に貼付してください。